

農地法第3条の規定による許可申請

連絡日

地元農業委員へ必ず連絡して下さい。(/) 済

受付欄		No.		(事前審査調書) ↓ 太ワク内記入 ↓										(地元農業委員氏名:)			
		フリガナ譲渡人(賃貸人)		住所	区	地元農業委員への連絡		添付書類			部数	チェック					
		フリガナ譲受人(賃借人)		住所	区	済	未済	1	登記簿謄本		1						
						2	公図の写		1								
						3	案内図		1								
申請書作成者	住所				許可書連絡先	住所				農業者年金		4	位置図 (1/10,000~1/50,000)		1		
	氏名					氏名				加入	未加入	5	賃貸借契約書		1		
	TEL					TEL				経営移譲年金		7	耕作証明		1		
								受給	未受給	8	住民票抄本 (市外者)		1				
										9	法人登記簿謄本 (法人のみ)		1				
関係課係意見	耕地林務係・神川		所沢川	中山間直接支払制度	農地水環境保全	農業者年金・納税猶予			10	法人の定款・寄付行為書 (法人のみ)		1					
									11	承諾書 (仮登記・抵当権)		1					
										その他	※ (法人のみ) 決算書又は経営計画書(予算書)		1				
所有移転	自作地		地上権 永小作権 質権	設定・移転	賃貸借権		設定・移転		1								
	小作地				使用貸借権		設定・移転										
	その他																
農地法第3条第2項各号の該当の有無	第1号 不耕作目的の取得			有・無	第7号 農業生産の低下			有・無	総合意見								
	第2号 農業生産法人以外の法人の取得			有・無													
	第3号 信託による所有権の取得			有・無													
	第4号 農作業に常時不従事			有・無													
	第5号 下限面積 (東部地域40a・北御牧地域50a)			有・無													
	第6号 小作地の又貸し			有・無													

※県許可の場合2以下2部とする。1については原本一通写し一通

会長	局長	次長	係